

## 第4章 福 祉 事 業

## 第4章 福祉事業

### 1. 保健・文化厚生事業

共済組合及び互助組合では、組合員（会員）とその家族が退職後も健康で安定した生活が送れるよう、在職中の早い段階から「生涯生活設計」を確立するための支援事業として、健康保持、保養・レクリエーション、趣味の助長等福祉の増進を図るため、各種事業を実施している。

事業は各年度により実施するため、下記のホームページを参照すること。

なお、事業実施に当たっては、その都度所属所長あて通知するので、組合員（会員）へ事業内容、対象、実施日等を周知すること。

#### (1) 現職中の保健・文化厚生事業（共済組合・互助組合）

- ・健康管理
- ・生活支援・ライフプラン
- ・スポーツ・レクリエーション・趣味等
- ・公益事業

ホームページ

「おかやま教職員福利厚生ネット」を参照のこと。

<http://www.okayamafukurinet.jp/>

#### (2) 退職後の保健事業（共済組合）

退職組合員及び任意継続組合員を対象に次の事業を実施している。

事業名	実施時期	事業内容・その他
宿泊施設特別利用者証交付	退職後	<ul style="list-style-type: none"><li>・退職組合員及びその家族が、公立学校共済組合等の宿泊施設を利用する場合、組合員料金で利用できる「宿泊施設特別利用者証」を交付する。</li><li>・家族とは、被扶養者及びそれ以外の配偶者・子・親・祖父母及び兄弟姉妹をいう。</li><li>・有効期間……終身</li></ul>
宿泊助成 (任意継続組合員のみ)	年間	<ul style="list-style-type: none"><li>・退職後、任意継続組合員となった場合、その期間内に限り、現職中と同様の宿泊助成を行う。</li></ul>